

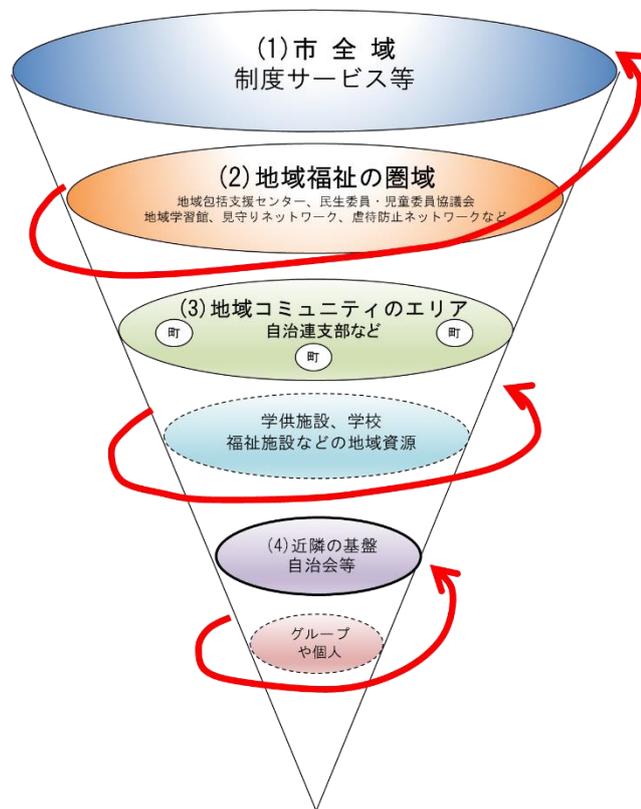
第3章 計画を実行するための体制・

重点取組

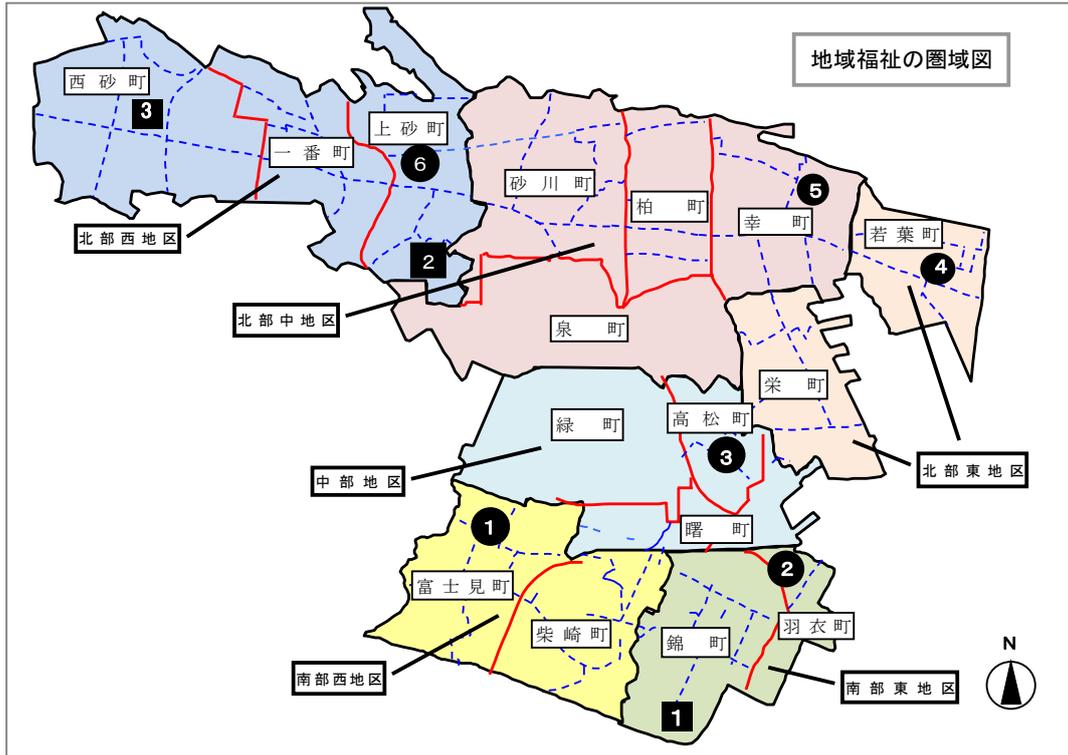
- 理念に示す、「すべての人が自分らしくいきいきと、生きがいをもって暮らせる地域をめざして」に求められる“まちづくり”の実現には、一人ひとりの地域住民の協力が不可欠であり、住民の理解と主体的な参加、協働が必要です。
- 市は、計画に掲げた各施策を、地域で生活する住民の立場でより深くとらえていくとともに、関係機関・団体との連携を十分に図りながら、次のような体制のもとに実行していきます。

第1節 計画を実行するための体制(地域福祉の圏域と資源)

- 立川市では、地域の特性などにより区分した中規模な地域福祉活動の基礎単位を、6福祉圏域としています。
- 福祉圏域は、地域包括支援センターと、地区民生委員・児童委員協議会、子ども支援ネットワーク、地域福祉コーディネーターの担当エリアが一致しており、地域福祉の推進をするにあたり、効果的な連携体制をとることができます。
- 地域福祉を進める上では、地域包括支援センターの圏域を基本としつつ、地域の生活課題や実情に応じて、自治連支部や町などの単位や、学校、地域学習館、学習等供用施設などの施設ごと、あるいはより小さな単位の自治会や班などの近隣基盤の力による小地域の活動などで重層的、かつ柔軟に対応していきます。



地域福祉の圏域の重層的イメージ



<6つの圏域>

- 1 南部西地区（富士見町・柴崎町）
- 2 南部東地区（錦町・羽衣町）
- 3 中部地区（曙町・高松町・緑町）
- 4 北部東地区（栄町・若葉町）
- 5 北部中地区（幸町・柏町・砂川町・泉町）
- 6 北部西地区（上砂町・一番町・西砂町）

* 地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会のエリアに一致させています

- ① 南部西ふじみ地域包括支援センター
- ② 南部東はごろも地域包括支援センター
- ③ 中部たかまつ地域包括支援センター
- ④ 北部東わかば地域包括支援センター
- ⑤ 北部中さいわい地域包括支援センター
- ⑥ 北部西かみすな地域包括支援センター

- ❶ にしき福祉相談センター
- ❷ かみすな福祉相談センター
- ❸ にしすな福祉相談センター

地域福祉の圏域と主な資源

エリアの範囲	内容	主な資源や組織
① 市全域	市の基本的な行政サービスが及ぶ範囲で市内全域	・市役所 ・総合福祉センター ・子ども家庭支援センター ・健康会館 ・社会福祉協議会 ・自立支援協議会等
② 地域福祉の生活圏域	地域の包括的ケアのネットワークづくりを進めるエリア。6つのエリアが含まれます。	・地域包括支援センター ・福祉施設 ・民生委員・児童委員地区協議会 ・地域学習館 ・子ども支援ネットワーク ・高齢者見守りネットワーク等
③ コミュニティ基盤のエリア	町を構成要素とした自治連支部のエリア。12のエリアがあります。	・自治連各支部 ・小中学校 ・学習等供用施設 ・青少健 ・PTA等
④ 近隣基盤の地域活動のエリア	地域における自主的な活動が行われるエリアですが、自治会、老人会、商店街、ボランティア団体等さまざまな活動が行われています。さらにこの中には、自治会の班や近所つきあいなど近隣基盤の関係が含まれます。	・自治会 ・老人会 ・商店街 ・ボランティアグループ ・集会所等

第2節 重点取組

1 身近な圏域で「まるごと」相談を受け止める体制づくり

(1) 「相談支援包括化推進員」による多機関チーム支援と

行政内部の連携体制強化

- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化して、単独の相談機関では十分に対応できない課題を抱える人たちの相談に対して、本人・世帯の属性にかかわらず「まるごと」受け止める、包括的な支援体制を構築していきます。
- 複雑化・複合化した課題等に寄り添い的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う「相談支援包括化推進員」を配置します。
- 「相談支援包括化推進員」は、単独ですべての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、子育て、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複雑化・複合化したニーズを的確にとらえ、これを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートしていきます。
- 「相談支援包括化推進員」は、高い専門性が必要となることから、社会福祉士等の相談支援に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有するなど、関連機関と連携しチームで解決するためのコーディネートを行う主幹的な人材を配置します。
- 行政内部には、各種相談窓口が設置されています。多様化・複雑化した地域課題に対して、単独の相談窓口での対応では課題の解決に結びつけることが難しい場合などに、行政内部の関連部課と連携して包括的支援が行えるよう、地域包括ケアシステムを担当する組織体制の見直しを行います。



(2) 地域包括支援センターによる総合相談支援

- 市内6箇所の地域包括支援センター、3箇所の福祉相談センターを設置しており、介護保険の申請受付のほか、主に高齢者に対するよろず相談所として機能しています。
- 高齢者だけではなく、その家族（子育て世代や障害者など）に関わる相談の増加を踏まえ、「相談支援包括化推進員」「地域福祉コーディネーター」との連携や行政のバックアップ体制強化をもとに、「世帯まるごと相談」を受け、支援につなぐこととし、地域での総合相談窓口としての機能を強化します。
- より身近な場所で相談ができるよう、地域包括支援センターの小規模な拠点を増やしていきます。

地域包括支援センターの取組事例紹介

出張「暮らしの保健室」

各地域包括支援センターでは、事務所で相談を受けるだけでなく、立川市訪問看護連絡会等と連携しながら看護師など専門職が地域の集会所などに出向き、身近な「暮らしの保健室」として、ミニ講座を開催したり相談を受けたりしています。

健康のことだけでなく、暮らしのちょっとした困りごとなどの相談も伺っています。



暮らしの保健室の様子

2 「地域福祉コーディネーター」による地域づくり

- 「地域福祉コーディネーター」は、地域のさまざまな団体（自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等）の活動情報を収集し、地域住民の相談に応じて必要なサービス、機関等につなげるとともに、それら団体によるゆるやかなネットワークを構築し、そのネットワークを活用して住民自らの力による地域課題の解決を支援しています。
- 高齢者・障害者・児童等対象別の支援を意味する狭義の福祉に該当しないと思われる課題を扱う際も、その先に「住民福祉活動の推進」「地域づくり」「人のつながりづくり」を見据えて取り組んでいます。
- 市内6福祉圏域に1名ずつ配置された地域福祉コーディネーターの活動は、福祉分野に限らず防災、環境、子育てや教育など市行政全般にわたっており、今後とも市が主体的に推進していく必要があります。一方、人材面では、福祉関係の素養と地域活動の実践経験のある社会福祉協議会の職員が、社会福祉協議会の持つネットワーク、資源を活用しながら取り組んでいくことが効果的と考えます。
- 地域課題が複雑化・複合化する中、多様な住民の相談やニーズへの対応及び課題へのアウトリーチを強化することにより、より多くの住民等の地域福祉活動への参加を進め、住民主体の地域づくりをより一層充実することを目指し、地域福祉コーディネーターの活動を強化します。

地域福祉コーディネーターの活動の基本目標

1. 課題の早期発見
2. 地域の協働解決力を高める住民福祉活動の促進
3. 中長期的な地域づくり
4. 制度やサービスの狭間の声を拾う
5. 狭義の「福祉」領域にとらわれない姿勢で取り組む

3 多機能拠点

「(仮称) 地域福祉アンテナショップ」の設置

- 地域住民にとって身近な交流、相談、活動などの拠点として「(仮称) 地域福祉アンテナショップ」の設置を住民主体の協働で進めます。
- 地域にある空き部屋や企業の空きスペース等を活用し、行政、専門職等の支援をもとに住民主体の運営をベースとしたサロン・コミュニティカフェの実施など、誰もがふらっと立ち寄れる交流場所を想定しています。
- さまざまな人が出入りすることで、出入りする人一人ひとりが役割を持って、活躍できる場づくりにつながると考えます。
- 何気ないおしゃべりから、気になっていた近所の情報、どこに相談して良いかわからないことなど、身近な「(仮称) 地域福祉アンテナショップ」で、相談先の情報が得られます。
- 身近な地域で体操グループに参加してみたい、何か地域で活動してみたい、ボランティア活動してみたいなど、地域の情報がまとめて得られる、伝えられる情報の拠点にします。

